に限る。以下この表において同じ。）	
［略］	

別表第二十（第八条関係）

食品	様式	表示の方式
指定成分等含有食品	別記様式一の規定による。	第八条各号（第三号を除く。）の規定によるほか、指定成分等含有食品である旨及び指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨は、ＪＩＳＺ八三〇五に定める十四ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。
［略］		
容器包装に密封された常温で流通する食品（清涼飲料水、食肉製品（食品衛生法施行令第十三条に規定するものに限る。）、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオン指数が四・六を超え、かつ、水分活性が〇・九四を	［略］	

げるものに限る。以下この表において同じ。）	
［同上］	

別表第二十（第八条関係）

食品	様式	表示の方式
［項を加える。］		
容器包装に密封された常温で流通する食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオン指数が四・六を超え、かつ、水分活性が〇・九四を超え、かつ、その中心部の温度を摂氏百二十度で四分間に	［同上］	